

第3章. 都市機能の誘導

3.1. 都市機能誘導区域

3.1.1 都市機能誘導区域とは

都市機能誘導区域は、医療・福祉・商業等の都市機能を都市の拠点で維持・確保することにより、各種生活サービスの効率的な提供を図る区域のことです。

なお、都市機能誘導区域を設定することにより、誘導区域外に誘導施設（都市機能誘導区域内に立地を誘導すべき施設）を建築又は開発する場合には、町への届出が必要となりますが、規制が生じるような強制的な集約ではなく、インセンティブ（支援制度・施策）を講じることによる、ゆるやかな誘導を図っていきます。

都市機能誘導区域を設定する意義

今後人口減少に伴う人口密度の低下により、町民の生活に必要な医療・福祉・商業等の生活サービス機能の維持が困難となる恐れがあります。

そのため、都市機能誘導区域を設定し、区域内において日常生活サービスの維持・向上を図ることにより、その周囲の居住誘導区域の生活利便性向上に寄与するとともに、更に都市機能誘導区域を利便性の高い公共交通で結ぶことにより、都市全体の活力を向上させることが期待されます。

3.1.2 当別町における都市機能誘導区域設定の考え方

(1) 都市機能誘導区域設定における基本的な考え方

当別町は、すでに、本町市街地及び太美市街地に多くの都市機能が集積しているとともに、周辺からの公共交通によるアクセスの利便性の高い地域となっています。これらの状況と、下記に示す都市機能誘導区域に期待される役割を踏まえ、都市機能誘導区域の設定を行います。

都市機能誘導区域に期待される効果

町民の日常生活に必要な都市機能を、居住地域から徒歩や自転車、公共交通によりアクセスしやすい駅周辺などの拠点に誘導し集約することで、各種サービスの効率的な提供を行うことにより、年齢に関わらず、町民の生活利便性を高めるとともに、地域の活力を維持・向上させる役割があります。

また、歩いて暮らせる環境を強化させることにより、拠点での滞在時間の拡大や歩行数の増加など、町民の健康維持にも寄与する役割があります。

(2) 都市機能誘導区域設定において考慮すべき事項

都市計画運用指針に示されている都市機能誘導区域判断基準をもとに、当別町版 都市機能誘導区域判断基準の設定を行います。

(参考) 都市計画運用指針に示されている都市機能誘導区域判断基準

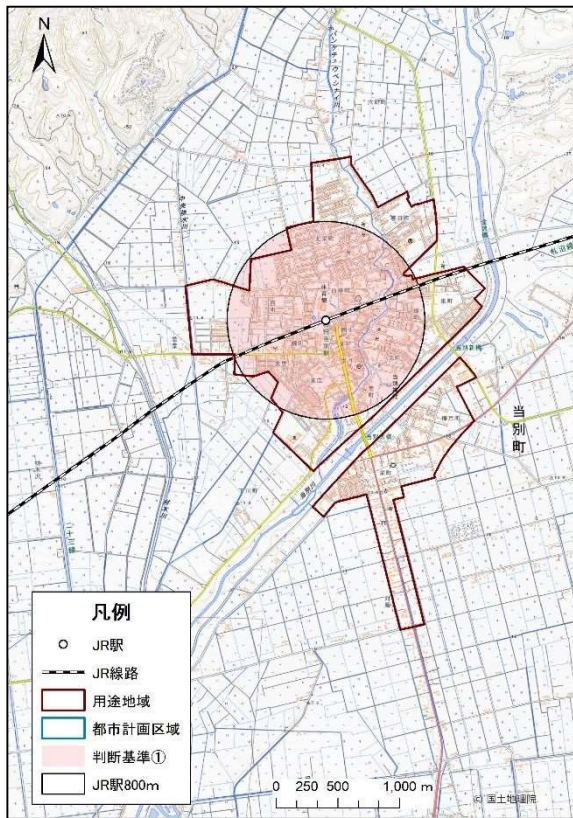
- ・鉄道駅に近い業務、商業などが集積する地域等、都市機能が一定程度充実している区域
- ・周辺からの公共交通によるアクセスの利便性が高い区域等
- ・都市の拠点となるべき区域



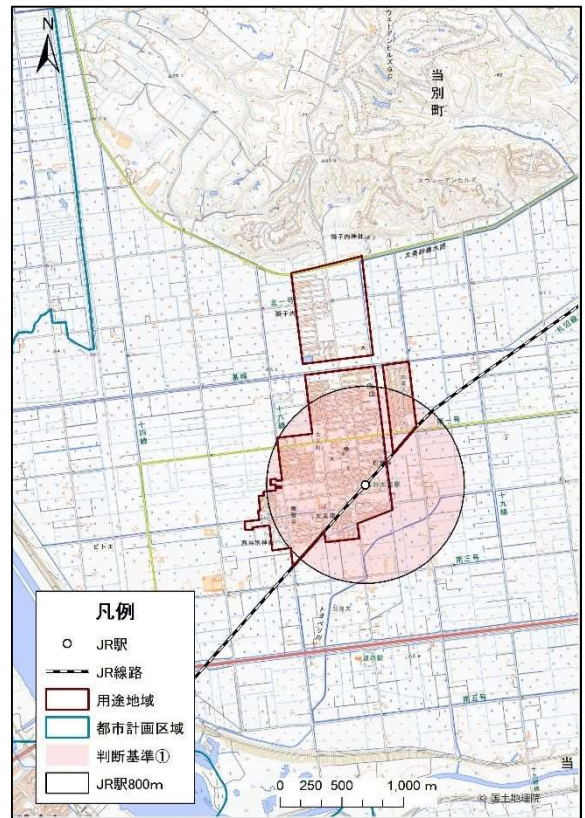
当別町版 都市機能誘導区域判断基準

- ①JR 駅から一定範囲内(前提)
- ②主要施設が集積する地域等、都市機能が一定程度充実している区域
- ③まとまった低未利用地や開発可能性のある敷地
- ④利用者数の多いメイン通りの周辺区域

① JR 駅から徒歩圏の範囲

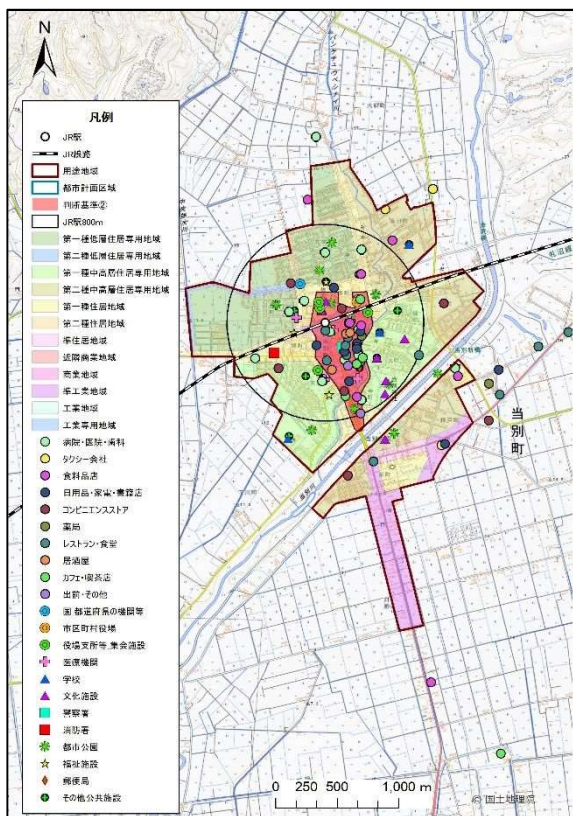


本町市街地

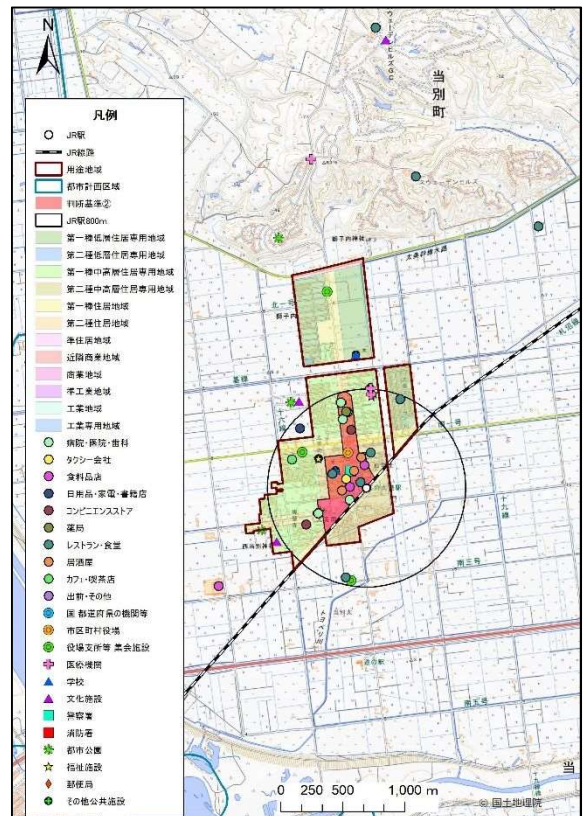


太美市街地

② 主要施設が集積する地域等、都市機能が一定程度充実している区域

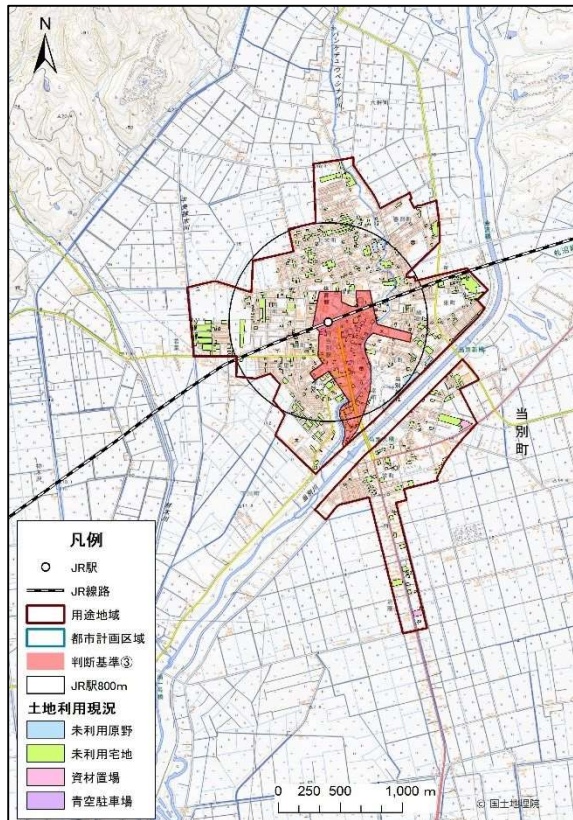


本町市街地

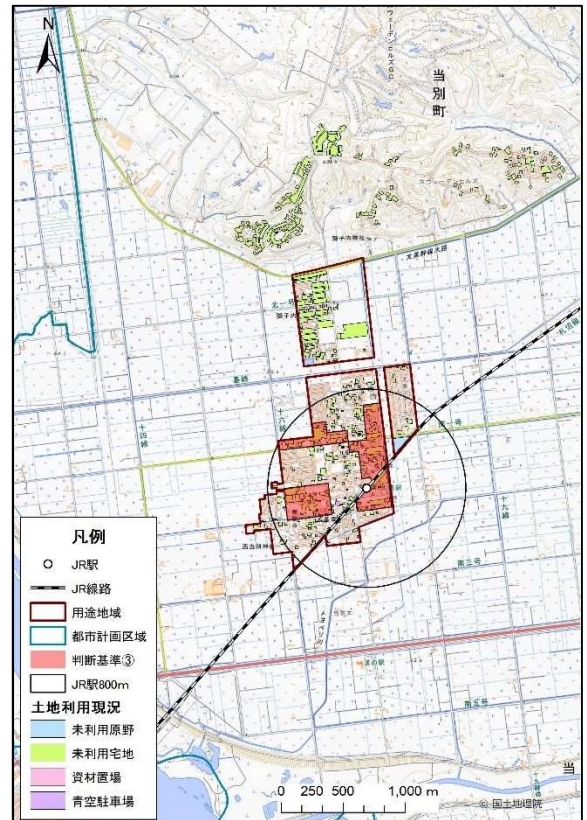


太美市街地

③ まとまった未利用地や開発可能性のある敷地

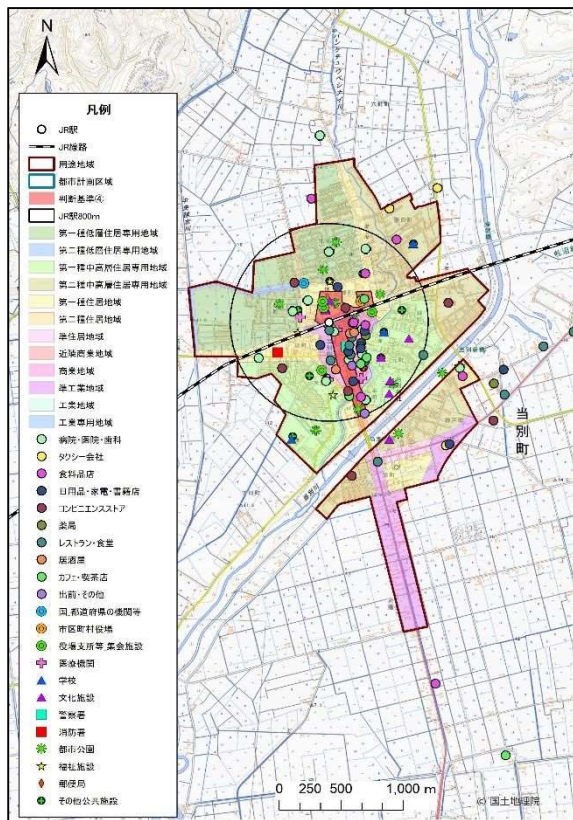


本町市街地

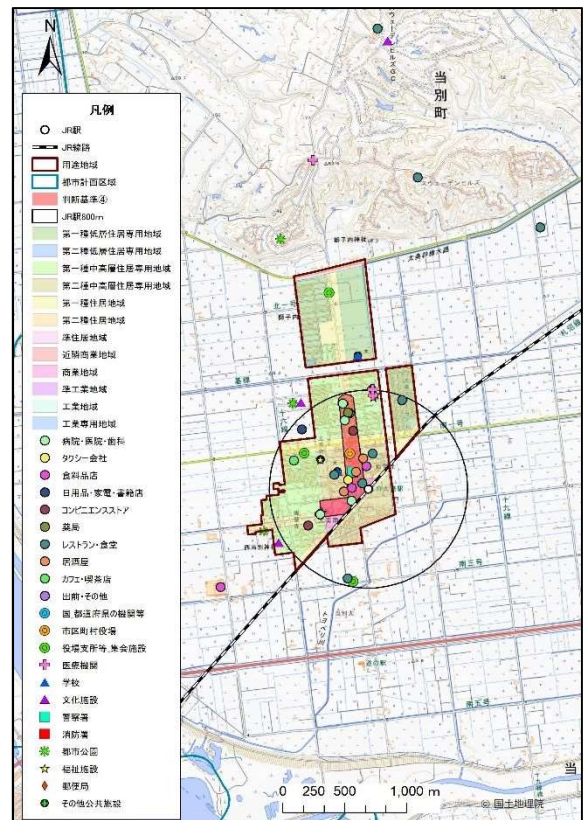


太美市街地

④ 利用者数の多いメイン通りの周辺区域

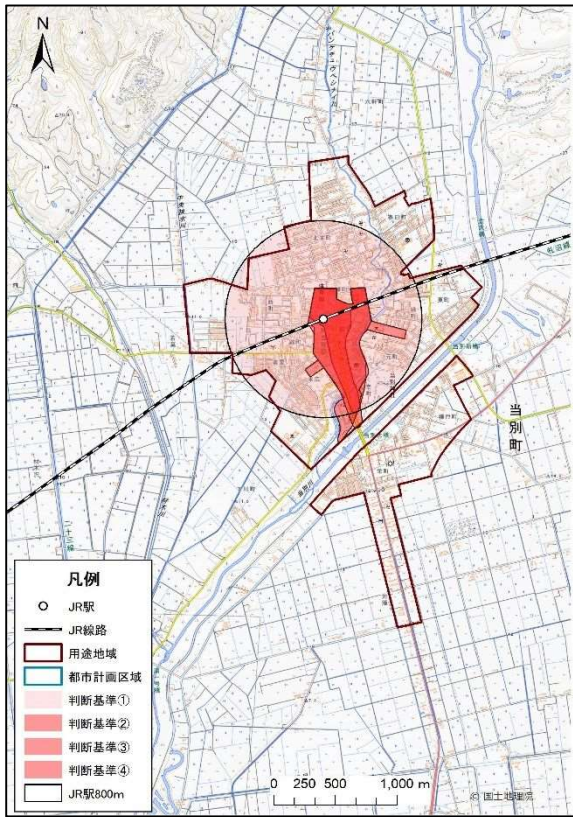


本町市街地

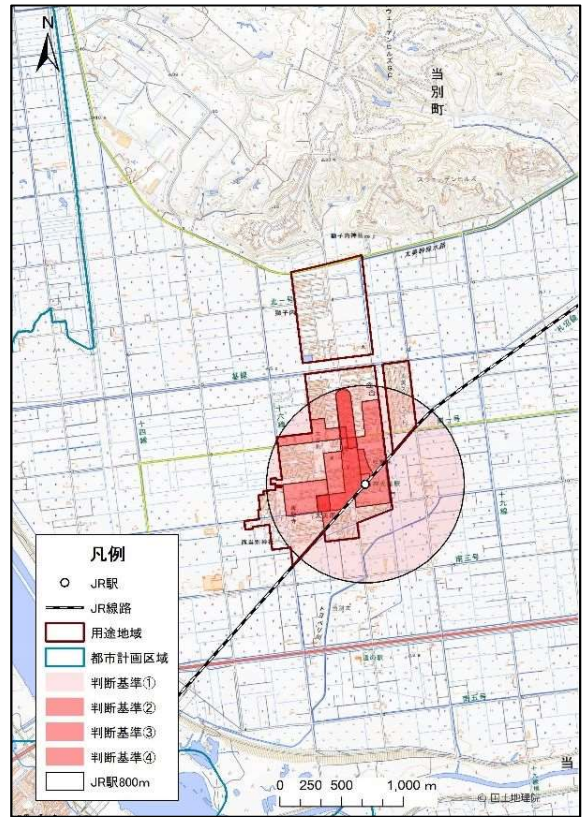


太美市街地

⑤ 各判断基準の重ね合わせ



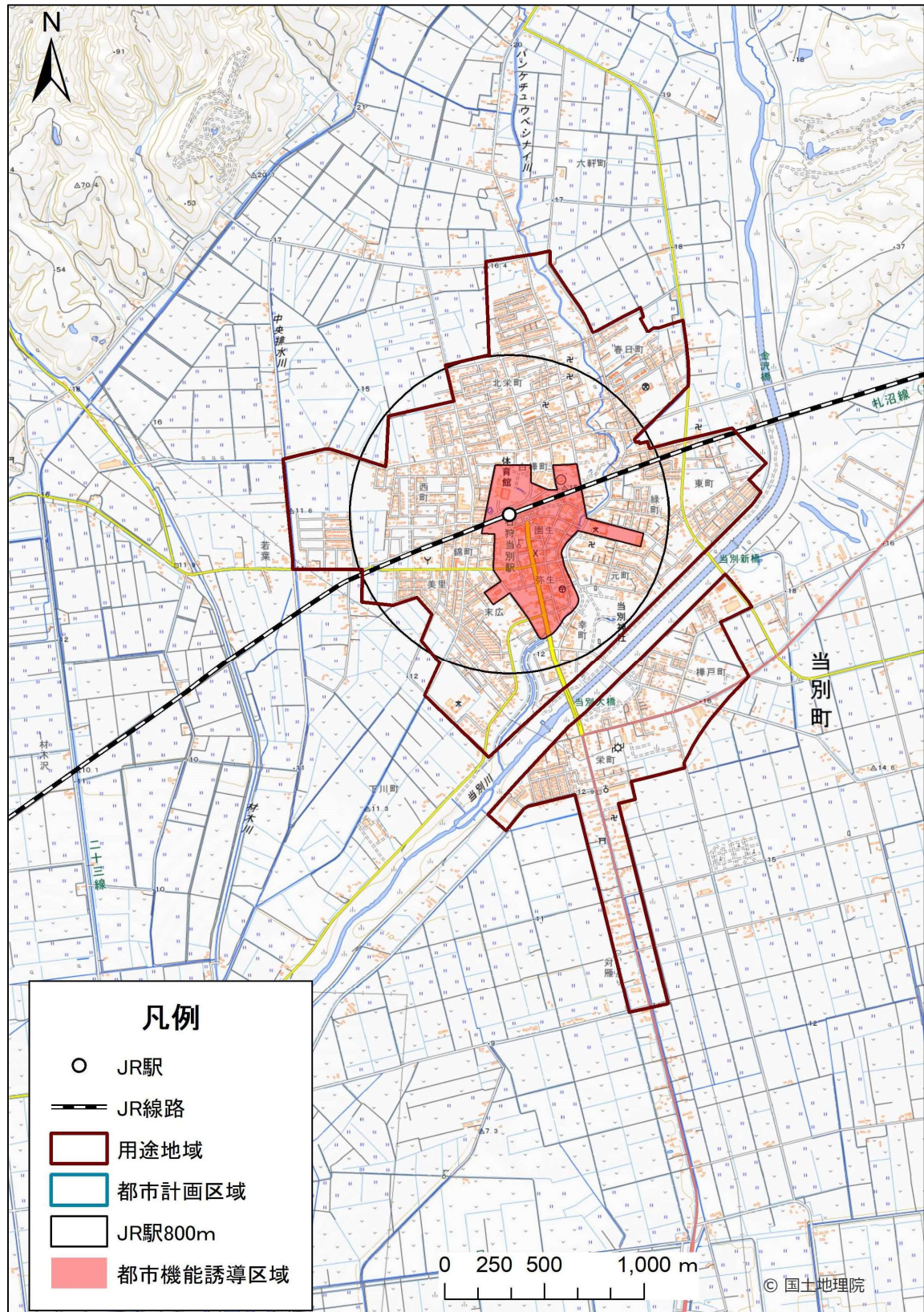
本町市街地



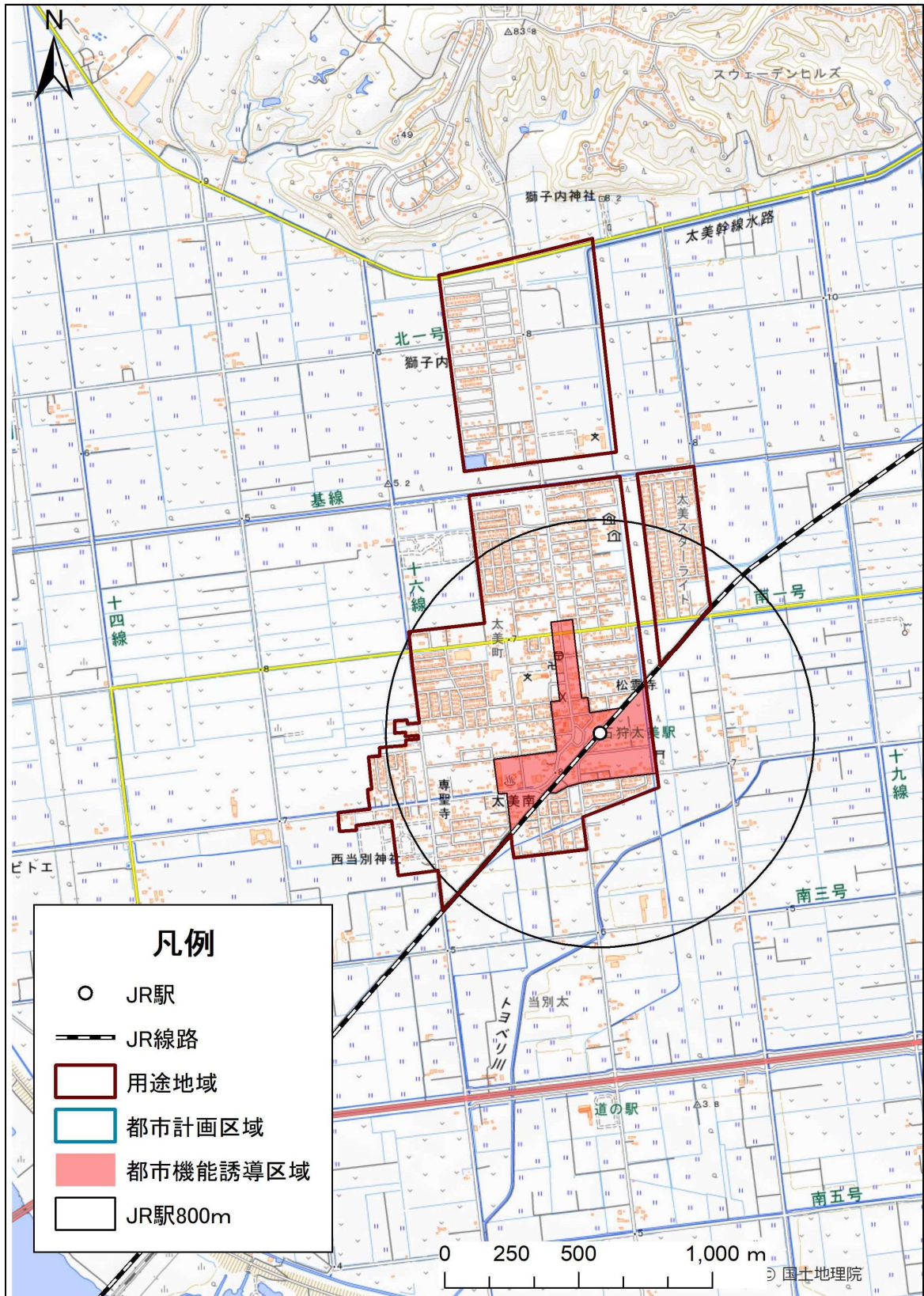
太美市街地

3.1.3. 都市機能誘導区域の設定

「当別町版 都市機能誘導区域判断基準」をもとに、本町市街地及び太美市街地での都市機能誘導区域を以下のとおり設定します。



本町市街地での都市機能誘導区域の設定



太美市街地での都市機能誘導区域の設定

3.2. 誘導施設

3.2.1. 誘導施設とは

誘導施設とは、都市機能誘導区域ごとに立地を誘導すべき医療施設、福祉施設、商業施設、その他都市の居住者の共同の福祉又は利便のために必要な施設であって、都市機能の増進に著しく寄与するものとされています。

また、都市計画運用指針において、誘導施設として設定することが想定される施設として下記のとおり、示されています。

- 病院・診療所等の医療施設、老人デイサービスセンター等の社会福祉施設、小規模多機能型居宅介護事業所、地域包括支援センター、その他の高齢化の中で必要性の高まる施設
- 子育て世代にとって居住場所を決める際の重要な要素となる幼稚園や保育所等の子育て支援施設、小学校等の教育施設
- 集客力があり、まちの賑わいを生み出す図書館、博物館等の文化施設やスーパーマーケット等の商業施設
- 行政サービスの窓口機能を有する市役所・支所等の行政施設

3.2.2. 当別町における誘導施設の考え方

国が示す誘導施設の考え方を踏まえ、当別町における誘導施設として、生活サービス維持のための機能として行政機能、医療機能、介護福祉機能、教育・文化機能、商業機能、金融機能を設定します。また、子育て世代の移住・定住を促進するための機能として「子育て機能」を設定します。

都市機能分類	具体的誘導施設
行政機能	住民の生活を支える行政施設 「役場、出張所・支所」 ※老朽化により建て替えの必要性がある。利便性の向上には、他の都市機能施設との複合化の検討も必要
医療機関	町民が健康で安心して生活するための施設 「病院」 ※診療所は、居住誘導区域内に複数配置されることで利便性が向上するため、誘導施設に位置付けない
介護福祉機能	高齢者の生活を支える施設 「総合保健福祉センター」 ※更新が必要になった段階で利便性の高い誘導区域内への誘導を検討
教育・文化機能	町民全体を対象に教養の向上、健康の増進、コミュニティの増進に寄与する施設 「文化センター、図書館、総合体育館」 ※文化センター、図書館については、役場庁舎との複合化の可能性を検討
子育て機能	子育て世代の移住・定住のための施設 「子育て支援センター」 ※幼稚園・保育所(認定こども園)は居住誘導区域内に立地することが望まれるため、誘導施設としない
商業機能	中心市街地の利便性向上及び、賑わい・交流促進のための施設 「食品スーパー、ドラッグストア(売場面積 400 m ² 以上)」
金融機能	生活の利便性をより向上させるなどの金融関連施設 「銀行、信用金庫、郵便局」

3.2.3. 誘導施設の設定

都市機能の考え方にに基づき、誘導施設を以下のとおり設定します。

都市機能	都市機能施設	誘導施設	新たに誘導したい施設	立地状況(令和2年2月現在)		
				都市機能誘導区域内	居住誘導区域内	誘導区域外
行政機能	役場、出張所	○		○	—	—
医療機能	病院	○	○	—	—	—
	診療所	—		—	○	—
介護福祉機能	総合保健福祉センター	○		—	○	—
教育・文化機能	文化センター	○	○	—	—	—
	図書館	○	○	—	—	—
	総合体育館	○		○	—	—
子育て機能	子育て支援センター	○		—	○	—
	幼稚園(認定こども園)	—		—	○	—
	保育所(認定こども園)	—		—	○	—
	子ども発達支援センター	—		—	○	—
商業機能	食品スーパー	○	○※	○	—	○
	ドラッグストア	○	○※	○	—	○
金融機能	銀行、信用金庫、郵便局	○		○	—	—

※太美市街地に誘導したい施設